

「山梨県食の安全・安心推進条例」素案・制定結果 対照表

素 案	制定結果
<p>(基本理念) 第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。</p> <p>2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、<u>県民の活動が環境に及ぼす影響に配慮しつつ、適切に講じられることにより、行われなければならない。</u></p> <p>3 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。</p> <hr/> <p>4 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。</p> <p>2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、<u>適切に講じられることにより、行われなければならない。</u></p> <p>3 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>4 食の安全・安心の確保は、<u>食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。</u></p> <p>5 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。</p>
<p>(原産地に関する情報の提供の充実) 第21条 事業者は、<u>食品の原産地に関する情報が消費者に対して十分に提供されることが食品の信頼性を高め、かつ、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するものであることに鑑み、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。以下この条において同じ。）又は加工食品（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。</p>	<p>(原産地に関する情報の提供の充実) 第21条 事業者は、<u>食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。</p>

素 案	制定結果
<p>(認証制度の推進) 第24条 県は、県内で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として県内で製造され、加工され、若しくは調理された食品であつて、<u>安全にかつ安心して消費することができる優良な品質を有するものの認証に係る制度の普及に努めるものとする。</u></p>	<p>(認証制度の普及) 第24条 県は、県内で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として県内で製造され、加工され、若しくは調理された食品であつて、<u>安全かつ良質な</u>ものの認証に係る制度の普及に努めるものとする。</p>
<p>(食育及び地産地消の推進) 第25条 県は、<u>食育が食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深め、かつ、県民の食に関する適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、食育を推進するものとする。</u> 2 県は、 _____地産地消(地域で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として地域内において製造され、加工され、若しくは調理された食品を、その生産され、製造され、加工され、若しくは調理された地域内において消費することをいう。以下この項において同じ。)が<u>食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深める上で重要な役割を果たし、かつ、消費者、生産者、事業者その他の関係者間における相互理解の促進に資するものであることに鑑み、地産地消を推進するものとする。</u></p>	<p>(食育及び地産地消の推進) 第25条 県は、<u>食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深めるとともに、県民の食に関する適切な判断力を養うため、</u> _____食育を推進するものとする。 2 県は、<u>食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深めるとともに、消費者、生産者、事業者その他の関係者間における相互理解の促進に資するため、地産地消(地域で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として地域内において製造され、加工され、若しくは調理された食品を、その生産され、製造され、加工され、若しくは調理された地域内において消費することをいう。_____)</u> _____を推進するものとする。</p>
<p>(立入検査等) 第29条 知事は、この条例 _____を施行するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者、事業者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。 2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(立入検査等) 第29条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者、事業者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。 2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>